

(記入例) 令和7年8月19日に手続きを行う場合

軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書

(原動機付自転車・小型特殊自動車)

令和 年 月 日

(宛先) 名古屋市長 名古屋市金山市税事務所長

次のとおり申告(報告)及び申請します。

申告の理由		種別		※車両コード	名古屋市長
新規	変更	原動機付自転車	小型特殊自動車	※標識番号[色]	記入不要
<input type="checkbox"/> 購入	<input type="checkbox"/> 所有者	<input checked="" type="checkbox"/> 第一種 特定原付 (定格出力0.6kW以下)	<input type="checkbox"/> 農耕作業用	納税義務発生(変更)年月日	令和 7 年 8 月 19 日
<input type="checkbox"/> 譲受け	<input type="checkbox"/> 使用者	<input type="checkbox"/> 第一種 一般原付 (総排気量0.05L又は定格出力0.6kW以下)	<input type="checkbox"/> フォークリフト	旧標識番号[色]	名古屋市 ん 7 5 8 (白黄桃青緑特)
<input type="checkbox"/> 転入	<input type="checkbox"/> 住所	<input type="checkbox"/> 第一種 一般原付 (総排気量0.125L以下かつ最高出力4.0kW以下)	<input type="checkbox"/> その他	車輪数	
<input type="checkbox"/> 再登録	<input type="checkbox"/> 定置場	<input type="checkbox"/> 第二種 乙 (総排気量0.09L又は定格出力0.8kW以下)		<input type="checkbox"/> 二輪 <input type="checkbox"/> 三輪	
<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 第二種 甲 (総排気量0.125L又は定格出力1.0kW以下)		<input type="checkbox"/> 四輪以上	
()	()	<input type="checkbox"/> ミニカー			

納税(申告・報告)義務者	住所又は所在地	〒□□□-□□□□		所有形態	1. 自己所有 2. 所有権留保 3. 商品車 4. リース車	
	(フリガナ) 氏名又は名称	名古屋市 中 区 正木三丁目5番33号		主たる定置場 ()内は変更前の主たる定置場所在の市(区)町村名を記入してください。	1. 左記所有者の住所又は所在地と同じ () 2. 名古屋市 中 区 正木三丁目5番33号	
	生年月日	明・大・昭(平) 令 7 年 5 月 8 日	電話番号	090-●▲◆-●◆●▲	車名(メーカー名)	型式及び年式
	住所又は所在地	〒□□□-□□□□		車台番号	Nagoyac324-9803	型式認定番号
使用者	(フリガナ) 氏名又は名称	名古屋市 中 区 正木三丁目5番33号		長さ	190 cm	
	生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	電話番号	幅	60 cm	
届出者	住所又は所在地	〒□□□-□□□□		最高速度	20 km/h	
	(フリガナ) 氏名又は名称	名古屋市 中 区 正木三丁目5番33号		最高出力	0.6 kW	
		(電話番号 090-●▲◆-●◆●▲)		販売・譲渡証明書		

住民登録地と異なる場合は、記入してください

以下に該当する場合は□にレ印を付け、必要事項を記入してください。

登録する車両が特定原付の場合 → 私は、当該車両が、走行中に最高速度の設定を変更できないこと及びオートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構であることを確認しました。

登録する車両がミニカーの場合 → 車輪数()輪 車室の有無(有・無) 輪距50cm超(有・無)

車両を改造した場合 → 私は、当該車両について公道走行対応の装備を備えた改造を次のように行いました。

総排気量(定格出力)変更 車輪数(2)輪の原動機付自転車の原動機を変更等したことにより、総排気量が(0.7)kWから(0.6)kWに変更。

原動機付自転車からミニカーへ改造 車室の有無(有・無) 輪距50cm超(有・無) 車輪数()輪

最高出力変更 ()kWから()kWに変更。 □ その他(具体的に記入してください。)

販売・譲渡証明書がない場合 → 私は、次の理由(□ 前所有者と連絡が取れない □ 拾得物である □ オークションで購入した □ その他)

型式認定を受けていない車両の場合 → 私は、国土交通省令が規定する公道走行するために必要な装備(前照灯、方向指示器、後写鏡、乗車装置、尾灯及び速度計など)を当該車両が備えていることを確認しました。

第三十三号の五様式(第十六条関係)

(注)記載のしかたは裏面をご覧ください。